

登録簿

届出番号	3	-	1	-	11	開始年月日	平成26年07月17日		変更年月日	平成31年04月01日	
局コード	112	局名	生活文化スポーツ局			部コード	3	部名	都民安全推進部		
課コード	1	課名	総合推進課								
同一の事務を所管する課											
保有個人情報を取り扱う事務の名称		自転車安全利用TOKYOセミナーの運営									
保有個人情報を取り扱う事務の目的		業務のために従業者が自転車を利用している自転車使用事業者や、従業者に自転車を利用した通勤を許可している事業者に対して、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に努力義務として規定された、従業者への自転車利用のルール・マナーの向上や交通安全教育の取組を支援し、こうした取組みが普及、定着するよう、事業所内の自転車安全利用を推進するリーダーの育成と所(社)内研修の活性化を目的としたセミナーを実施する。									
保有個人情報の対象者の範囲		都内事業者									
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況		家族状況等		社会生活等			その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴		☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻		☒ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味			☐ 口座情報 ☒ その他*	
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☐ オンライン結合									
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*									
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号									
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☐ 無 ☒ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*									
備考		【保有個人情報の記載項目】 その他の記載項目:勤務先事業者名、勤務先の住所(セミナー終了証送付のため) 【外部委託】 セミナーの申込受付、当日運営等セミナー実施委託 *を付した項目について 具体的内容等を記載									
事務を廃止した場合		廃止年月日:						文書保存期限:			